

2007年9月21日

各位

会社名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代表者 取締役社長 前田 晃伸
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
コード番号 8411（東証第一部、大証第一部）

自己株式（普通株式）の消却に関するお知らせ
(会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件は、平成19年9月6日に公表いたしました、会社法第165条および第156条の規定に基づき取得した自己株式を消却するものであり、既に公表しておりますとおり、当社第十一回第十一種優先株式の取得請求期間が平成20年7月1日に開始となることに伴い、当社の発行済普通株式数が増加する可能性を勘案し、その潜在的な希薄化の影響を抑制する等の観点から実施するものです。

記

1. 消却する株式の種類 当社普通株式
2. 消却する株式の総数 214,900株
(消却前の当社の発行済普通株式総数に対する割合1.9%)
3. 消却予定日 平成19年9月28日

(ご参考)

消却後の当社の発行済普通株式の総数は、11,396,254.66株となります。

以上

この文書は、自己株式（普通株式）の消却について、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。